

相続税の物納に関する

来署によるご相談は、

事前予約をお願いします

物納申請のための具体的な手続や必要書類などについて、税務署での面接による相談を希望される場合は、事前予約制となります。

あらかじめ税務署で相談日時をご予約ください。

● 物納に関する相談は、国税局の納税管理官職員が同席いたします！

事前予約による物納申請に関する相談は、東京国税局管内の物納申請を全て取り扱っている国税局納税管理官の職員が税務署職員とお受けし、物納の要件や留意事項、申請期限までに納税者の方にご検討いただく事項や作成・準備していただく書類等について説明を行います。

- (注) 1 面接相談場所は、所轄の税務署となります。
2 物納財産の適否等の事前審査を行うものではありません。



国税庁ホームページの「延納・物納申請等ページ」もご活用ください！

トップ画面 (<http://www.nta.go.jp>) ⇒ 申告・相談手続 ⇒ 延納・物納申請等 (納税・納税証明書)